

●●●●●●●●●● **故郷を、普通の生活を返せ！子どもの未来を奪うな！** ●●●●●●●●●●

# 群馬弁護士会ニュース NO45

弁護士HP

原子力損害賠償群馬弁護士会

検索

クリック

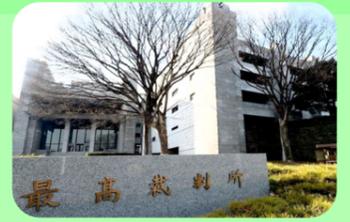
【発行】原子力損害賠償群馬弁護士会(会長)鈴木克昌  
【連絡先】〒371-0844  
前橋市古市町1-50-1吉野屋ビル303  
新前橋法律事務所内  
[TEL] 027-251-7871 [FAX] 027-251-7989

最高裁上告特集

## いよいよ最高裁の審理が始まります！

### 上告理由書・上告受理申立理由書を提出、係属部が第二小法廷に決定

#### 最高裁に公正判決を要求する 「100万署名」で世論の声を届けよう！



最高裁判所(千代田区隼町)

今年1月21日、東京高裁は、群馬訴訟の控訴審判決で、国の責任を否定する判決を言い渡しました。2017年3月17日の前橋地裁判決は、全国初の判決で国の責任を認めた画期的なものでしたが、東京高裁第7民事部で言い渡された判決は、これを覆して国の責任を否定する不当なものでした。損害額についても、一部原告について上積みがあったものの、主に避難指示区域外(いわゆる「自主的避難対象区域」)からの避難者について減額をするなど、きわめて不十分なものでした。本号では、最高裁に上告した取り組みについてご報告します。

#### 「不当な高裁判決を許さない」と 原告67名が上告、24名が応訴 上告理由書・上告受理申立理由書1、2を提出 最高裁で必ず国の責任を認めさせ、賠償の上積を！

(群馬弁護士会会長)鈴木 克昌<sup>かつよし</sup>弁護士

本年1月21日に東京高裁第7民事部で言い渡された判決は、一審前橋地裁が認めた国の責任を否定する不当なものでした。また、損害額についても、一部原告について、損害額の上積みがあったものの、主に避難指示区域外からの避難者について、減額をするなど、きわめて不十分なものでした。



鈴木弁護士

これに対して、67名の原告が国と東電を相手に上告、上告受理申立をしました。また、東電も賠償を認めたことを不服として、上告受理申立をしてきたので、24名の原告が応訴を表明しました。

最高裁判所の上告審では、まず、上告、上告受理申立について、審理対象となる主張をまとめた理由書を提出する必要があります。

群馬弁護士会は、仙台高裁で勝利判決を得て最高裁に係属している生業弁護士会と、東京高裁で勝利判決を得ている千葉弁護士会と協力して、上告理由書、上告受理申立理由書1、2を作成し、6月16日に提出しました。

そして、7月31日、最高裁判所の3つある小法廷のうち、第二小法廷に係属することが決まり、通知が届きました。

たたかいは場はいよいよ最高裁判所に移ります。



最高裁判所は、原則として書面審理ですが、高裁判決を取り消して国の責任を認める場合には、法廷(口頭弁論)が開かれます。

私たちは、最高裁判所に口頭弁論を開かせ、東京高裁が否定した国の責任をあらためて認めさせるとともに、賠償額を減額させようとする東電のもくろみを跳ね返し、さらに増額を認めさせるために取り組みます。

提訴以来間もなく8年、この間も原告の中には、ふるさとを離れ、慣れない地でさまざまな困難に直面しながら、懸命に生活を続けてきた方が多くいます。故郷に帰れないまま、一審の間に3名、高裁判決までにさらに1名の方が亡くなりました。また、福島に帰ることができた方も、事故前の生活になかなか戻ることができず、困難をかかえている方が少なくありません。

原告の皆様が受けた被害は、この重大な事故をもたらした者の責任を明確にし、希望もてる賠償を実現することなしには癒されることはない。私たちは、その思いを上告理由書、上告受理申立理由書1、2に書きました。

最高裁判所がこれを受け止め、高裁判決を破棄して、国の責任と十分な賠償を認めるよう、さらに主張と証拠を示して行きます。

私たちは、最高裁判所が事実と道理にもとづいて判断をすれば、国の責任を認めなかった高裁判決を取消し、国に賠償を命じる判決が出されるものと確信していますが、そのためには、最高裁判所が公正な判断を下すよう、生業訴訟や千葉訴訟の原告さんや弁護士会、支援の方々、そして、原発訴訟をサポートして下さる全国の皆様とともに、公正裁判を要求する署名を進めていきます。どうか皆様のご支援、ご協力をお願いします。

原告の皆様の一層の結集と、多くの皆様の引き続きのご支援を心よりお願いいたします。

#### 最高裁に上告するに当たり、必要な手続 「上告理由書」と「上告受理申立理由書」について

(群馬弁護士会)奈良 浩樹<sup>こうじ</sup>弁護士

日本の民事裁判制度は、通常、地裁⇒高裁⇒最高裁と3段階あります。地裁の判断に不服があれば高裁に「控訴」をし、高裁の判断に不服があれば最高裁に「上告」をします。

法律上、「控訴」の理由には制限はありませんが、最高裁に「上告」するためには法定の上告理由がなければならず、非常に限定した内容しか認められていません。そのため、法律上認められている「上告」の理由はないとしても、特別に最高裁で審理してもらいたいときに行うのが「上告受理申立」です。



奈良弁護士

最高裁に上告するには、①控訴審判決に憲法の解釈の誤りがあること、その他、憲法違反があること、又は、②法定の手続法上の違反があること、のいずれかが必要とされています。

その他に、③控訴審判決に最高裁の判例に相反する判断がある場合 ④法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる場合には、最高裁に対して事件を受理するように申し立てることができます。この③④を「上告受理申立理由」と言います。

群馬弁護士会は、「上告」と「上告受理申立理由」の両手続を申し立てています。今後、最高裁では、「上告」の理由があるかどうか、「上告」の理由がなかったとしても、「上告受理申立理由書」の内容を検討し、特別に最高裁で審理するかどうか、という点がまず判断されることとなります。

■ 一面でお知らせしました「上告理由書」と「上告受理申立理由書」の内容についてのご報告です。

## 「上告理由書」について

(群馬弁護士事務局次長) 館山 史明弁護士

当弁護団の上告理由書は、上告の理由として憲法違反と理由不備を主張しています。

憲法違反とは、具体的には(1)居住・移転の自由(憲法22条1項)、(2)幸福追求権(憲法13条)、(3)平等原則違反(憲法14条)です。



館山弁護士

東京高裁の判決は、居住・移転の自由や幸福追求権の条項については一応触れてはいます。ただ、これらの権利の中核をしっかりと理解した上で判決を言い渡したとは到底思えません。

居住・移転の自由の本質は、「人格の陶冶(とうや)に寄与するという意味で人間存在の本質的自由としての意義を持つ、根源的な権利」です。幸福追求権は、「個人の人格価値に関わり、それを侵害されない根源的な権利」

です。これらのコアな部分を理解していれば、あんな安い金額が認定されるはずがないのです。

平等原則違反は、区域内外、あるいは区域の名称によってこれだけの差異をもうけることは不合理な差別であるという主張となっております。

また、理由不備とは、判決で当然書かなければならない「理由」部分の欠落や矛盾があることです。東京高裁の判決は、ADRで慰謝料はいくら、という明確な合意があるにもかかわらず、それを越えた実費部分すら慰謝料の既払金として認定してしまいました。

その点について、何の理由も示していません。これは明らかな違法であり、上告事由に該当するとして、主張しております。



次に、裁判所は、専門的・技術的な事項であることを理由に行政の裁量に任せきりにして、行政の判断を追認するだけでいいはなりません。国民の重要な権利を守るべき事案では、行政の裁量を限定して、厳しく判断しなければなりません。しかも、今回、国は、自ら策定した科学的知見である「長期評価」に対して、文字通り「何もしていなかった」のです。このような国を免責しては、憲法が裁判所に求めている、国民の人権を守るという役割を果たすことができません。したがって、最高裁に対し、司法に求められている役割を果たすように求めました。

冒頭で以上のような視点を論じたうえで、東京高裁の判決の誤りを詳細に指摘していきました。

紙面の都合上、その概要のみを紹介すると、東京高裁は、「長期評価」に一部の学者の異論があったことを理由に信頼性を否定しているが、原子力事故の重大性からして、規制に必要な知見が実質的に異論のない通説の見解であることを求めることは誤りであること、東京高裁は、東電や国が依拠していた津波評価技術を合理的なものとして判断しているが、津波評価技術は、津波地震が発生する位置を検討しておらず誤りであること、東京高裁は、事故時点で水密化の技術は確立していなかったとしているが、当時から目新しい技術でなかったことは専門家も認めており誤りであること、東京高裁は、津波対策は検討途上であったとして国の対応を不合理ではないとしているが、国は「長期評価」に対して何もしておらず、被害防止の実効性もなければ、最新の科学技術への即応の要請も全く満たしていないことなど、東京高裁の判決の誤りを詳細に厚く、熱く論じました。

そして、結論として、東京高裁判決が、国家賠償法1条1項の違法性を認めず、国の責任を否定したことは、法律の解釈を誤ったものであり、最高裁で必ず是正されるべきである、と主張しました。



2020年9月30日、「生業」訴訟の勝利判決がTVで大きく報道(仙台高裁)



2021年2月19日、千葉訴訟が逆転の勝利判決。(東京高裁)高裁段階の判決が2勝1敗に



2021年1月21日、この悔しさを忘れない!

のを全面的に破壊するほど大きなものであったこと、本件事故まで何ら対策を取らなかった一審被告東電には故意または重過失があったこと、本件事故による侵害の内容や大きさは避難指示区域外であるか否かで差が生じるものではないことから、これらの事情を考慮せずに低額な損害しか認定しなかった東京高裁の判決は是正されるべきであることを述べました。

次に、②について、一審被告東電は、避難指示区域外からの避難者に対し、精神的損害及び生活費増加分の賠償金として合計8万円から48万円の賠償金を支払っていますが、この賠償金には明らかに財産的損害に対する賠償が含まれていることから、この全てを私たちが裁判で請求している損害に対する弁済として捉えるべきでないことを述べました。

最後に、③について、本件事故による被害は継続的に発生しており、事故当時未出生であった人でも出生と同時に権利侵害を受けていること、一審被告東電自身が損害賠償の方針において、事故発生後一定期間内に生まれた人にも賠償金を支払っていることから、事故当時未出生であった人の請求も認めるべきであることを述べました。

## 「上告受理申立理由書」—— 国の責任論について ——

■ 原発事故を防ぐための国の規制権限の重要性と裁判所の役割  
■ 東京高裁判決の誤りを詳細にして厚く・熱く論じる

(群馬弁護士事務局次長) 長谷川 亮輔弁護士

国の責任を否定した東京高裁の判決を覆すべく、国の責任についての上告受理申立理由書は265ページに及ぶ大部なものとなりました。高裁で国の責任を認める判決を勝ち取った生業弁護団と千葉弁護団の全面的なご協力を得て、作成しました。



長谷川弁護士

理由書の冒頭では、東京高裁の裁判官に絶対的に欠けていたと思われる、法律が国に原子力発電所の規制権限を持たせている理由は何か、裁判所に求められる役割は何か、という視点を論じました。

原子力発電所はひとたび事故を起こすと、周囲の住民の生命、身体に重大な危害を与え、周辺環境を汚染して、回復不能な深刻な災害となることから、万が一にも、事故を起こさないようにしなければなりません。そこで、法律は、原子力に関する科学技術の知見を有している国に原子力発電所に対する全面的な規制権限を持たせて、経済産業大臣が最新の科学技術水準にすぐに対応して規制権限を行使することを求めているのです。このことは過去の最高裁判決(伊方原発訴訟)においても述べられています。

そして、住民は自ら事故を防止し、被害を回避することはできないため、国の規制に期待するしかありません。また、住民の生命や身体、生活基盤となる財産や環境は憲法で保障された重要な権利であって、東京電力の経済的利潤や負担の軽減を優先させることは許されません。

したがって、経済産業大臣は、住民の生命、身体や財産、環境を守るために、誠実に職務を執行し、規制権限を行使する義務を負っていたといえます。

## 「上告受理申立理由書」—— 損害論について ——

裁判所の認定額の低さ、既払い金の捉え方、未出生者の請求について主張

(群馬弁護士) 猪俣 有未弁護士

損害論についての上告受理申立理由書では、以下のとおり大きく分けて3つの主張を行いました。

- ① 裁判所の認定した損害額は低すぎるもので、著しく不相当であること
- ② 避難指示区域外からの避難者への既払い金について、裁判で原告が請求している損害に対する弁済と捉えるべきでないこと
- ③ 事故当時未出生であった人の請求を認めなかった裁判所の判断は誤りであること



猪俣弁護士

まず、①について、本件事故による侵害は、一審原告らの生活基盤そのも